

令和七年

特別区競馬組合議会予算特別委員会記録

令和七年二月十八日

特別区競馬組合議会

令和七年特別区競馬組合議会予算特別委員会会議録 目次

○令和七年二月十八日

期 日	1
場 所	1
出席委員	1
欠席委員	2
出席説明員	2
出席議会事務局職員	3
傍聴人	3
議 題	3
開 会	4
議 題 一 正副委員長の互選について	4
議 題 二 議案審査 (一) 議案第七号 令和七年度特別区競馬組合一般会計予算	5
内容説明 (赤瀬貴之経営企画室長)	5
質 疑 (佐藤 篤委員)	12
答 弁 (木村洋之競走課長)	12
質 疑 (佐藤 篤委員)	13
答 弁 (木村洋之競走課長)	13
質 疑 (佐藤 篤委員)	13
答 弁 (木村洋之競走課長)	14

質	疑（佐藤 篤委員）	14
答	弁（木村洋之競走課長）	14
質	疑（佐藤 篤委員）	15
答	弁（木村洋之競走課長）	15
意	見（佐藤 篤委員）	15
質	疑（田中やすのり委員）	15
答	弁（中嶋将彦施設再整備担当課長）	16
質	疑（田中やすのり委員）	16
答	弁（中嶋将彦施設再整備担当課長）	17
意	見（田中やすのり委員）	17
質	疑（酒井たくや委員）	17
答	弁（岸 幸弘総務担当部長）	18
質	疑（酒井たくや委員）	19
答	弁（岸 幸弘総務担当部長）	19
質	疑（酒井たくや委員）	20
答	弁（岸 幸弘総務担当部長）	20
質	疑（酒井たくや委員）	20
答	弁（粕谷招世経営企画担当部長）	21
質	疑（瓜生正高委員）	21
答	弁（赤瀬貴之経営企画室長）	22
質	疑（瓜生正高委員）	22

特別区競馬組合議会予算特別委員会云云議録

一期 日 令和七年二月十八日(火)

二場 所 東京区政会館 一九一会議室

三 出席議員(二十名)

(墨	(練	(板	(豊	(杉	(中	(渋	(世	(大	(目	(品	(台	(文	(港	(中	(千
田	馬	橋	島	並	野	谷	田	田	黒	川	東	京		央	代
区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区
佐	福	田	芳	井	酒	丸	お	松	お	渡	高	白	鈴	瓜	秋
							ぎ	の	の						
藤	沢	中	賀	口	井	山	の	原	せ	辺	森	石	木	生	谷
		や	竜	か	た	高	け	秀	康	ゆ	喜	英	た	正	こ
		す		づ	く	司	ん	典	裕	う	美	か	高	う	
篤	剛	の	朗	子	や	司	じ	典	裕	い	子	行	や	高	き
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

四 欠席議員（三名）

五 出席説明員

副 管 理 者
 競馬事務局長（事業担当部長兼務）
 経営企画担当部長
 総務担当部長
経営企画室長（場外経営担当課長兼務）
 広 報 課 長
 総 務 課 長
 経 理 課 長
 お客様事業課長
 競 走 課 長
施設再整備担当課長（小林牧場長兼務）
 監査委員事務局長

（荒 川 区）
 （北 区）
 （新 宿 区）
 （江 戸 川 区）
 （葛 飾 区）
 （足 立 区）
 （江 東 区）

宮 中 木 笹 佐 中 愛 赤 岸 粕 桑 小 北 大 ひ 藤 伊 た 山
 澤 嶋 村 岡 藤 島 澤 瀬 谷 野 津 城 沢 ま 澤 藤 だ 本
 裕 将 洋 賢 和 浩 貴 幸 招 俊 貞 た 真 進 よ 太 香
 司 彦 之 治 也 司 洋 之 弘 世 郎 明 治 し 一 一 の り 郎 子
 君

六 出席議会議務局職員

議 会 事 務 局 長

議 事 担 当 課 長

書 記

書 記

七 傍聴人 なし

八 議 題

一 正副委員長の互選について

二 議案審査

(一) 議案第七号 令和七年度特別区競馬組合一般会計予算

三 その他

市 木 秋 市

田 内 山 川

朋 昌 兵 保

子 彦 吾 夫

君 君 君 君

開 会（午前十一時四十五分）

○市川保夫議会議事務局長 議会議事務局から申し上げます。

本日は、委員の選任後、初めての委員会ですので、委員会条例第七条第二項の規定に基づき、杉並区の井口委員に正副委員長に互選に関する職務をお願いいたします。

○井口かず子臨時委員長 杉並の井口でございます。

正副委員長互選までの職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

開会前に、傍聴の許可についてお諮りをいたします。

傍聴人から当委員会への傍聴の申出があった場合、これを許可したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○井口かず子臨時委員長 ご異議なしと認め、傍聴の申出があった場合は、傍聴を許可することといたします。ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

本日の議題は、予算特別委員会日程のとおりであります。本日は二十名のご出席となっております。これより、議題に入ります。

正副委員長の互選についてを議題といたします。

正副委員長の互選は、指名推選の方法により行い、指名は、臨時委員長が行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○井口かず子臨時委員長 ご異議なしと認めます。

よって、正副委員長の互選は指名推選の方法により行い、指名は私が行うことに決定いたしました。

委員長には福沢剛委員を、副委員長には佐藤篤委員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○井口かづ子臨時委員長 異議なしと認め、指名のとおり決定いたしました。

それでは、福沢委員長には座席を移動していただきます。

○福沢 剛委員長 選任いただきました福沢でございます。円滑な委員会運営に努めますので、どうぞご協力よろしく願います。

それでは、議事を進行いたします。

議案第二、議案審査に入ります。

(一) 議案第七号、令和七年度特別区競馬組合一般会計予算を議題といたします。

審査方法につきましては、収入及び支出等について一括して説明を受けた後、一括して質疑、意見を行うことといたします。

それでは、理事者からの説明を求めます。

経営企画室長。

○赤瀬貴之経営企画室長 それでは、令和七年度特別区競馬組合一般会計予算案について、お手元にお配りしております黄色の冊子、令和七年度予算概要によりご説明申し上げます。

なお、先月の予算概要説明会及び予算案の提案理由と重なる部分につきましては説明を割愛させていただきます、前年度との比較で増減の大きい項目並びに二十三区に関係する部分を中心にご説明申し上げます。

また、予算の額及び科目存置などにつきましては、できる限り読み上げも省略させていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、説明に入ります。

はじめに、一ページから十六ページまでは先月の予算概要説明会で配付いたしました資料、十九ページから三十三ページまでは議案書の予算説明書と同じ資料でございますので、省略させていただきます。

恐れ入ります、三十六ページを開きください。三十六ページ以降の目別に記載しております収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の事業別予算内訳書によりまして、順にご説明いたします。

それでは、第一款営業収益、第一項競馬開催収益から順にご説明いたします。

競馬開催収益は、大井競馬開催に伴う収入の計上でございます。一目勝馬投票券発売収入は二千億九千五百四十九万五千円で、近年の実績や開催日程を基に売上げを積算し、返還金の六十億円を加えたもので、八千九百九十三万円の増でございます。

三十八ページ、二目入場料は、大井競馬場の入場料収入で二千八百七十万円、競馬場への入場者数の増を見込んだもので、二百六十六万円の増でございます。

四十ページ、三目使用料は厩舎の馬房使用料、四十二ページ、四目申込料はレースへの申込料で、各ページに記載の収入をそれぞれ見込むもので、実績に基づき予定数を算定した結果でございます。

四十四ページ、五目財産収入は、指定席料及び売店・食堂等の賃料収入で、観戦環境の改善に伴う指定席数の減により二千二百五十七万六千円の減でございます。

四十六ページに参ります。六目交流競走協力金は、JRAとの交流競走の実施に伴い、JRAからの協力金四億六千六百五十五万円の収入で、前年度同額でございます。

四十八ページに参ります。七目時効金は、競馬法に基づき債権が消滅した払戻金並びに返還金の時効金で、ネット投票の増加に伴う時効金収入の減でございます。

次に、五十二ページに進みまして、九目その他競馬開催収益は、地方競馬全国協会からの補助金及び海外での大井競馬のレース放映に伴う収入等でございます。競走振興事業補助金の増額による増でございます。

以上、競馬開催収益合計二千十五億二百七十五万円、一億一千九百八十一万一千円の増でございます。

続きまして、五十四ページから五十九ページまでが第二項場外業務収益となります。これらは、他の主催者の勝馬投票券の発売に伴う収入の計上でございます。

五十四ページ、一目場外業務協力収入は、他主催者の勝馬投票券の発売に対する収入で九十五億四千七百八十四千円、S P A T 4における業務協力収入及びJ R A 発売場外の受託料収入の減により四億七千七十六万三千円の減でございます。

五十六ページ、二目財産収入は、場外発売時の指定席料収入及び売店・食堂等賃料の収入で、ひたちなか場外発売所の売店使用料の減に伴う減でございます。

五十八ページ、三目その他場外業務収益は、J R A 発売時のグリーンチャンネル放映権料補助金及び海外サイマル発売に係る他主催者の設備利用負担金の収入で、オーストラリアなど海外へのレース放映権料の増でございます。

以上、場外業務収益合計で九十七億七千二百二十二万八千円、四億四千七百九十六万三千円の減でございます。

続きまして、六十ページから六十五ページまでが第三項その他営業収益となります。

六十ページ、一目財産収入は、出走馬表示装置等、記載の財産貸付けに伴う収入で、主に指定席システム使用料の増でございます。

続きまして、六十四ページ、三目その他場外収益は、大井競馬場内に設置しております競走馬用の処置室を使用した際の実費負担金の収入などで、実績による減でございます。

以上、その他営業収益合計で六千六百九十四万四千円、五百二十三万五千円の増でございます。

六十六ページに参ります。ここから第二款営業外収益の説明となります。

六十六ページ、第一項受取利息及び配当金、一目受取利息は、預金債権の受取利息並びに株式配当金で、一億八千二百二十七万七千円、債券受取利息等の増でございます。

六十八ページに参ります。二目利子及び配当金は、二十三区から無償譲渡を受けた東京都競馬株式会社の株式に対する配当金収入で、三億二千六百四十七万一千円、一株当たり九十五円の配当を見込むもので、各区からの譲渡株数は記載のとおりでございます。

なお、後ほど説明いたします百五十四ページの支出も、同額をそれぞれの区に配分するものでございます。

七十ページにまいります。第二項分担金及び負担金で、二十三区からの分担金は未計上で、科目存置でございます。

七十二ページに参ります。第三項競馬活性化事業補助金は、整備事業に対して構築経費の一部が補助されるもので、全ての地方競馬主催者が共同で構築する統合型競馬情報システムと開催情報配信システムの補助金収入で、一億二千三百八十七万五千円、共同トータルリゼータシステムの構築が完了したことに伴い一億九千九百九十二万三千円の減でございます。

恐れ入ります、七十六ページをお開きください。第五項長期前受金戻入益は、補助金を原資の一部として購入整備した資産の減価償却分のうち、補助金相当分を収益化できる規定に基づくものでございます。

七十八ページ、第六項雑収益、一目寄附金は、例年実績がございます共済企画センターからの寄附金の計上でございます。以上、営業外収益合計で六億六千八百八十一万四千円、一億三千五十一万五千円の減でございます。

八十二ページから八十七ページまでの第三款特別利益は、いずれも科目存置でございます。

以上、収益的収入合計二千二百二十億三百六十九万九千円、前年度比九九・七九%、四億五千三百四十三万二千円の減となっております。

続きまして、収益的支出の説明をさせていただきます。八十八ページをお開きください。

第一款営業費用、第一項競馬開催費用から始まる大井競馬の開催に係る経費の計上でございます。八十八ページから九十一ページまでが人件費となります。

八十八ページ、一目常勤職員人件費は、特別区競馬組合の職員八十二名分の人件費、九十ページ、二目会計年度任用職員人件費は、競馬開催業務に携わる会計年度任用職員二十三名分の人件費となっております。

九十二ページに参ります。三目開催総務費は、大井競馬場及び場外発売所の運営等の経費で、十六億九千六百六十六万六千円、一億五千二百三十三万七千円の減で、磐梯場外発売所の廃止やレース映像演出の見直し等によるものでございます。

九十四ページに参ります。四目広告宣伝費は、大井競馬の広告宣伝並びにテレビ中継や公式YouTubeチャンネルなどのウェブやSNSによる情報発信等の経費で、二十六億四千四百三十八万三千円、事業の見直しによる一億九千三百七万

三千円の減でございます。

九十六ページから百三ページは競馬開催業務の管理運営経費でございます。

九十六ページ、五目競走管理費は、大井競馬の競走を実施するための経費で、事業の見直しによる委託料の減。九十八ページ、六目投票管理費は、投票券の発売、払戻しに係る経費で、場外発売所の廃止に伴う機器移設経費などの委託料の増。

百ページ、七目警備管理費は、大井競馬場内や競馬場周辺の警備に係る経費で、警備体制の見直しによる減。百二ページ、八目厩舎管理費は、厩舎地区の警備を含む経費で、事業の見直しによる委託料の減でございます。

百四ページをお開きください。九目賞典費は、大井競馬場で実施する一千五十六レースに出走する競走馬の馬主等に対する賞金奨励金で、百五十億四千五百九十七万円、馬主に支払う出走奨励金の増などにより八千万一千円の増でございます。

百六ページに参りました、十目勝馬投票券払戻金は、売上げ増及び七十五周年事業による払戻金の増。百八ページ、十一目返還金は、競走除外等で勝馬投票券発売金を返還するための経費で、前年度同額を計上しております。

百十ページに参ります。十二目勝馬投票券発売施設所在区市町村交付金は、大井競馬場を含む専用場外発売所の所在区市町村に対して、条例に基づき大井競馬の売上げに応じて交付するもので、記載の区市町村に対して合計三億六千三百三十六万七千円、磐梯場外発売所廃止に伴う減でございます。

百十二ページに参ります。十三目地方競馬全国協会交付金は、競馬法に基づき大井競馬の売上げの約一・四％を交付するもので、売上げ増による増でございます。

続きまして、百十六ページに参ります。十五目主催者協議会負担金は、全国公営競馬主催者協議会と一般社団法人関東地方公営競馬協議会への負担金で、JRAネット投票収益分担金、競走業務職員・警備業務職員の大井競馬場等への出向及びSPAT4会員のネットバンク決済手数料等で、二十二億四千七百九十九万九千円、ネット投票の伸長に伴うネットバンク決済手数料の増に伴う増でございます。

百十八ページに参ります。十六目競馬場等借上費は、大井競馬場と場外発売所の借上費で、八十一億八十二万八千円、磐梯場外発売所の廃止に伴う減でございます。

百二十ページに参ります。十七目場外業務運営費は、大井競馬を他主催者等で発売した際の業務委託料で、七十五億五千百五十五万九千円、一部在宅投票システムにおける委託料の減でございます。

百二十二ページは、十八目事故補填金で、発売・払戻し等の事故の減少に伴う減で三十六万円。

百二十四ページは、十九目引当金繰入額で、地方公営企業法施行規則の規定に基づき、職員の退職給付、賞与、法定福利費引当金及び公営競技納付金引当金に繰り入れるもので、退職給付引当金の増などがございます。

以上、競馬開催費用合計一千九百四十九億九千三百五十五万六千円、三億三千九十九万七千円の減でございます。

続きまして、百二十六ページから百三十七ページまでが第二項場間場外費用となります。浦和、船橋、川崎の南関東三競馬場をはじめとする全国の地方競馬及びJRAの場外発売を、大井競馬場及び専用場外発売所で実施するために要する経費でございます。

主な増減理由でございますが、百二十六ページ、一目場間場外総務費は磐梯場外発売所の廃止に伴う減。百二十八ページ、二目場間場外投票費は、トータルゼータシステム保守運用の見直しに伴う減。百三十ページ、三目場間場外警備費は運用見直しによる減。百三十二ページ、四目勝馬投票券発売施設所在区市町村交付金は、磐梯場外発売所の廃止に伴う減。百三十四ページ、五目競馬場等借上費は、SPAT4システムにおける売上げの増による増。百三十六ページ、六目場間場外業務運営費は、場外発売所の売上げ減による減でございます。

以上、場間場外費用合計六十八億七千二百七十三万円、三千四百一十一万一千円の減でございます。

続きまして、百三十八ページから百四十七ページが第三項一般管理費となります。一般管理費は、組合議会及び議会議務局の運営経費、総務費、監査委員事務局の運営経費等でございます。

続きまして、百四十八ページから百五十一ページまでが第四項償却費でございます。組合の保有する資産の減価償却費等で、有形及び無形固定資産の合計四億五千八百六十一万一千円でございます。

続きまして、百五十二ページから百五十九ページまでが第二款営業外費用となります。営業外費用は、二十三区から無償譲渡された東京都競馬株式会社の株式に対する配当金の配分金、消費税の納税に係る公課費、地方競馬共同トータルゼータ

システムに対する利用権料等でございます。

恐れ入ります、百五十四ページをお開きください。東京都競馬株式会社株式配当金配分金でございます。各区からの譲渡株数に対する配分金を記載しております。先ほどご説明した六十八ページの収入と同額の支出でございます。各区への配分額をそれぞれ記載しております。

百五十八ページに進みまして、地方競馬共同トータリゼータシステムの共同利用権料でございます。二月四日に新システムへの移行が完了したことに伴い、初年度経費の減により三億三千六百七十七万六千円の減でございます。

続きまして、百六十ページから百六十五ページまでが第三款特別損失となります。

百六十ページ、第一項固定資産除却損は、組合の所有する固定資産の除却に伴う経費で、投票端末の廃棄に伴う除却費の増でございます。

百六十二ページ、第二項過年度修正費用、百六十四ページ、第三項その他特別損失は、いずれも科目存置でございます。百六十六ページ、第四項予備費は、前年度と同額を計上するものでございます。

以上、収益的支出合計二千四十五億八千五百九十二万三千円、前年度比九九・六八%、六億五千八百八十四万九千円の減となっております。

引き続き、資本的収入及び支出の説明に入ります。百七十ページから百七十五ページまでが資本的収入となり、科目存置でございます。

最後に、資本的支出でございます。百七十六ページをお開きください。

競馬事業の運営に必要な資産の購入で、一目施設整備費は、什器・備品費として投票端末機などの購入、機械装置費としてコンプレッサーの購入、また全ての地方競馬主催者が共同で開発した各種システムのリース資産購入費などで、二億四千八百七十六万六千円でございます。

以上、資本的支出合計は二億四千八百七十六万六千円でございます。

以上をもちまして、令和七年度特別区競馬組合一般会計予算案の説明を終わります。よろしくご審議いただきますよう

お願い申し上げます。

○福沢 剛委員長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑、意見に入りますが、委員の皆様をお願いいたします。発言に際しましては、質問内容の掲載されている資料名及び掲載ページ、項目等を明確にし、質疑を終了する際には、質疑を終わる旨の発言をお願いいたします。

次に、理事者の皆さんにお願いいたします。答弁の際には職名を述べていただき、簡潔で明瞭な答弁をお願いいたします。それでは、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤 篤委員 予算概要の六ページ、不正防止策についてお伺いいたします。

過去も地方競馬で開催自粛に追い込まれたり、大幅な赤字を抱えた事例もありますので、不正防止策については競馬事業の最も根幹で大切な部分であるというふうに認識しております。それに関連して三点伺います。

一点目、調整ルームにおける不正通信事件ということで、今回の本予算案にもその予算の計上がされているところがございますが、これは大井だけではなくて中央競馬、地方競馬でも相次いでいる事例で、しっかりと対応しなければいけないというふうに思っておりますけれども、本予算ではどのような対応を行うのかご説明願います。

○福沢 剛委員長 競走課長。

○木村洋之競走課長 ご質問ありがとうございます。

騎手による調整ルームへの通信機器の持ち込みに対する取組に関するご質問と存じますが、大井の所属騎手に対しましては、調整ルーム入室時に通信機器を調整ルームの監督者に預けさせていただきます。なお、必要に応じまして監督者立会いの下であれば、通信先及びその通信の理由を明確にした上での通信は許可してございます。大井を除く他場の騎手に関しては、やはり到着時に調整ルームの監督者に預けますとともに、金属探知ゲートを通過させまして二台目の携帯を隠し持っているか等のチェックをしてございます。このような監視体制の中でも不正な手段で通信機器を持ち込まれまして、それが不詳事案につながっているというのが現状でございます。

一方で、調教メニューの確認や騎乗依頼の調整といった業務上の連絡を取らなければならないということもございまして、このため主催者が監視できる通信相手を限定した端末を貸与して、自己の通信機器に頼らない仕組みを構築したいということで予算のほうに反映させてございます。

また、毎開催行う訓示では今後より厳しい処分が科される旨の注意喚起をしておりますけれども、さらに監視体制を強化するため、手荷物検査に特化した検査員を配置する等で不詳事案の撲滅に努めてまいります。
以上でございます。

○福沢 剛委員長 佐藤委員。

○佐藤 篤委員 ありがとうございます。

他の地方競馬ではそもそも遮断装置などを使って一切通信しないということに対応しているところもあるようですけれども、一定の通信という意味では、必要な通信と先ほどお話がありましたが、メールだとかそういうものであればログが残りますので後から検証することも可能かと思えますけれども、電話やなんかだと残らないわけですが、その辺については対応としてはいかがなんでしょうか。

○福沢 剛委員長 競走課長。

○木村洋之競走課長 先生ご指摘のとおり、大井競馬場の調整ルームでも妨害電波の発生装置は導入してございまして、基本的に各自の個室での通話というのはできない状態にございます。先ほど申しましたけれども、業務上のやむを得ない場合は、ガードマン、監督者の立会いの下で通信しているというのが現状でございます。

○福沢 剛委員長 佐藤委員。

○佐藤 篤委員 二点目に移ります。騎手のことだけでなく、通信は相手がいいますので、報道によると厩舎関係者と連絡を取ることが多いということでございます。そうした厩舎関係者を含めた競馬関係者全体に対するコンプライアンスの意識向上というのも急務だと思っておりますけれども、その点については何か対策を講じられるのでしょうか。

○福沢 剛委員長 競走課長。

○木村洋之競走課長 調教師や厩務員に対する公正確保対策に関するご質問と存じますけれども、これら調教師、厩務員に対しては年に一回以上、研修会を通じて競馬の公正確保について講義しております。また、重大な事案が発生した場合には、必要に応じて、その都度、研修、訓示を行うこともございます。

厩務員にあっては、毎年、更新面接というのが行われるのですけれども、インターネット投票への加入状況や、疑わしいととらわれがちな愛馬会、いわゆる一口馬主と呼ばれるものですけれども、こういったものへの加入がないかを確認して不正行為の未然防止に努めてございます。

そのほかにも、禁止薬物陽性馬発生防止対策として、毎年、関係者が一堂に会合しまして、全国の地方競馬で発生した事案を共有するといったことで、大井競馬場から禁止薬物陽性馬を発生させない取組も行っております。

さらには、年に数回、厩舎の巡回で運営状況を確認するとともに、南関東合同でやっているのですけれども抜き打ちの厩舎地区調査というもので不正な行為がないかというものを検査してございますし、さらには厩舎の経営者であります調教師とは調教師会の代表者数名と、毎月、定例的に会合を行って情報共有をして連携を密にしているというところでございます。以上でございます。

○福沢 剛委員長 佐藤委員。

○佐藤 篤委員 ありがとうございます。

最後のご質問ですけれども、内部通報、この体制というのはどうなっているのかということを確認させていただいてよろしいですか。

○福沢 剛委員長 競走課長。

○木村洋之競走課長 現在、地方競馬では内部通報制度というものがございまして、地方競馬全国協会というところに匿名の上で通報があった場合、それに関して調査に乗り出すといったこともやっておりますけれども、今のところ大井競馬に関しましてはそういった内部通報というのは発生していないというのが現状でございます。

以上です。

○福沢 剛委員長 佐藤委員。

○佐藤 篤委員 公益通報者保護法がありまして、役所にはそれが適用されますし、民間も一定規模以上の事業者については適用がありますが、騎手は労働者ではないというところでの対象外になって、一つの法の穴になっているわけですが、今そういう制度があるということですが、しっかりとした通報者に対して保護される体制というのは取られているのでしょうか。

○福沢 剛委員長 競走課長。

○木村洋之競走課長 通報者の保護体制というのも確実に取らせていただいております。

○福沢 剛委員長 佐藤委員。

○佐藤 篤委員 監督体制の強化ということですが、どうしても中にいる人しか分からない、そうした貴重な公益通報というのをしっかりと守ることがこの不正対策にとっても大事だと思っておりますので、その制度の周知と、しっかりと守られるのだということを改めてコンプライアンスの研修等でやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○福沢 剛委員長 ほかに。

田中委員。

○田中やすのり委員 予算の概要の基本的施策の着実な推進における、十ページ、競走馬の能力向上等への取組に関連してお伺いいたします。前回の全員協議会でもご報告がありましたけれども、施設会社であります東京都競馬株式会社と私たちの主催者であります特別区競馬組合のほうで合意が図られたということで報道等も出ておりました。具体的には場外にトレーニングセンターの新設を行い、それに伴って、現在、老朽化しております厩舎の移転が行われるという発表がございました。まずはこのトレーニングセンターと厩舎を移転することについて、特別区競馬組合としてのメリットや必要性などを改めてお伺いできればと思えますけれども、よろしくお願いたします。

○福沢 剛委員長 施設再整備担当課長。

○中嶋将彦施設再整備担当課長　ご質問、ありがとうございます。

ご質問いただきましたトレーニングセンターの新設についてです。これまで当組合では、老朽化した厩舎地区再整備の方針について、小林牧場への一部移転により大井競馬場厩舎地区の敷地を確保し、大井本場でのスムーズな再整備を実施することとして関係者と協議を重ねてまいりました。そこで、三つの問題が明らかとなりました。

一点目は、競走馬がすぐ近くにいる中で工事を進めるため、年間百日程度は競馬開催への影響等で工事を止める必要があり、最長で約二十年近くの長い工期と大きな費用がかさむことが見込まれます。

二点目に、JRAの馬と対等に戦う強い馬づくりのための充実した調教施設が造れないことです。小林牧場の坂路より長い直線、一千メートルの坂路及び排水施設が附帯したウッドチップ馬場が必要です。しかし、大井競馬場では現状そのスペースがなく、小林牧場ではさらなる坂路延長は困難で、事実上整備ができません。

三点目が、大井競馬場は品川区の広域避難場所あるいは大規模災害時の防災拠点として活用されます。昨年の能登半島地震の際には、金沢競馬場が応援の緊急車両の進出拠点とされるなど災害時の利用も想定されます。また、首都圏直下型の災害発生時には、区民の災害復興を行う中で約六百頭の競走馬の食料確保や運動がその妨げになりかねません。

以上のような課題の最良の解決策として、厩舎を移転し、大井競馬場外へのトレーニングセンターを新設することを東京都競馬株式会社と合意いたしました。

以上になります。

○福沢　剛委員長　田中委員。

○田中やすのり委員　ありがとうございます。

坂路等も造れるということでメリット等を教えていただきました。ありがとうございます。

一方、今度は逆になりますけれども、特別区競馬組合として今回のこの新設と厩舎の移転によって何か課題等があれば、または、今後考えられる負担等があればお知らせいただきたいと思えます。

○福沢　剛委員長　施設再整備担当課長。

○中嶋将彦施設再整備担当課長 ありがとうございます。

現時点の課題として、また三点ほど考えております。

はじめに、候補地の条件として、輸送競馬が円滑に行える車で一時間半程度の距離と想定しています。これは、ナイター競馬を実施しており、レース終了後、トレーニングセンターに戻る厩務員をはじめとした働く人と馬の負担を考慮する必要もあります。

二つ目が、先ほどもお話しさせていただきましたが、一千メートル規模の坂路を設置できることが候補地の最優先事項と考えております。

三つ目ですが、大きな課題として、新しいトレーニングセンターでの職員や関係者などのマンパワーの確保があります。そのため、関係者の住環境はもちろん、生活利便性を考慮しながら用地選定を行いたいと考えております。

また、費用負担に関しては、用地購入及び必要な施設再整備について東京都競馬株式会社との負担とし、競馬組合はその賃料を支払うこととなりますが、まだまだその額並びに方法は今後の協議といたします。今後にも必要に応じて適切に議会へ報告してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○福沢 剛委員長 田中委員。

○田中やすのり委員 ありがとうございます。

引き続き協議をして、よりよい方向で進めていただいで、ぜひ三冠を制するような強い馬、また中央競馬の所属の馬に匹敵するような馬が大井所属で生まれていくことを祈っております、期待をいたしまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○福沢 剛委員長 ほかに。

酒井委員。

○酒井たくや委員 すみません。予算概要の二ページの三番、大井競馬の事業運営方針、一から七番と示されております。これは大

切な視点だと思っっているのですけれども、これをやはり履行していくためには競馬組合のガバナンスの強化が必要と思っており、質問させていただきます。

令和六年十二月に定期監査等報告書の報告があつて、中身を幾つか拝見させていただきました、気になる点もあつたので遡つても確認させていただきました。監査の意見によりますと、例えば起案内容の誤記入や記入漏れ、押印漏れ、修正テープによる修正などの不適切な事務処理が散見され、これは毎年、改善が求められているのですね。それからまた、出張については、海外出張を含め起案に出張の目的や派遣人員の根拠が明記されておらず、出張の必要性に疑問を呈されております。業務委託においては、具体的内容や負担する経費の根拠が起案に記載されておらず、経費の積算根拠となる書類が添付されていない。契約事務に関しては、一般競走入札や見積り合わせにおいては一社入札や一社見積りが目立つこと、また随意契約の割合が高いことに関しては複数回にわたり意見されております。例えば一般競走入札で十分に対応できるものを随意契約、プロポーザルを行わずに組織の会議体で事業者を決定、随意契約の根拠となる文書が添付されていなかったり、上部団体の推薦により随意契約としましたが上部団体からの推薦書が存在しなかったなどです。当然この間、改善されているのは理解しておりますのですけれども、なかなか基礎自治体の定期監査とはちよつと違うなというふうに感じたところでもあります。そこで、このような状況をどう捉えて、どのように改善されるのかお尋ねします。

○福沢 剛委員長 総務担当部長。

○岸 幸弘総務担当部長 ただいまの酒井委員のご質問にお答えいたします。

はじめに、監査委員からの意見等についてです。事務処理について、毎年、監査委員から改善を求める意見等を受けていることにつきましては看過できない事態と考えてございます。これまでも経営会議などにおきまして毎年、同様の指摘を受けていることを重く受け止め、管理職に対してその職責の重要性の自覚、監査委員のご意見に真摯に対応するよう指示してまいりましたところでございますが、対応が不十分でございました。文書事務をはじめ財務会計、契約など全庁的な共通事項の事務の適正執行に向けた改善や、個々の所属においてチェック体制の強化を図るなど、一つ一つの事務処理の適正化に向けて具体的な対策を講じてまいります。また、研修やマニュアルの整備を行い、管理職の意識改革を徹底し、職員一人一

人の適切な事務処理に向けて取り組んでまいります。

○福沢 剛委員長 酒井委員。

○酒井たくや委員 ありがとうございます。

それで、これまで監査の意見に対して地方自治法百九十九条第十四項に基づく措置は講じられた事例はあるのか、また、講じた措置を公表されているのか、公表されているのならば一般に閲覧できるようにすべきではないか。そしてまた、そのような事例がなければ監査機能を高めるような改善が必要だと考えるのですが、見解をお尋ねします。四点ですね。すみません。

○福沢 剛委員長 総務担当部長。

○岸 幸弘総務担当部長 それでは、一つずつご回答いたしますが、はじめに監査の意見に対する措置の有無につきましてお答えいたします。

監査委員からの意見・要望に対しましては、関係部署ごとに対策を講じるとともに、全庁的に適正な事務処理を行うための手引書、一例を申し上げますと、仕様書作成要領や随意契約ガイドラインといったマニュアルを監査からの意見を受けて作成し、これらに基づいた指導等により事務の改善を図ってまいりましたが、職員への浸透及び徹底が不十分でございました。今後は、各事務処理に対する研修のさらなる充実を図ってまいりたいと存じます。

次に、講じた措置の公表、一般に閲覧できるホームページ等での公開につきまして一括してお答えいたします。

はじめに、当組合では、指摘を受けた場合、講じた措置につきましては、公告式条例に基づき掲示板への掲示により公開することとさせていただきますが、意見に対して講じた措置についての公表は行ってまいりませんでした。今後は、監査委員事務局と詳細について調整を要しますが、監査からの指摘事項及び意見等に対する措置の公表につきまして、掲示板への掲示に加え、当組合ホームページにおいて公開することで積極的な情報の開示を図り、組織運営の透明化を高めてまいりたいと存じます。

最後に、監査機能を高めるための改善をすべきといった意見についてお答えいたします。決算特別委員会においてご要望

いただき、昨年十二月より当組合ホームページ上で公開を開始いたしました公営企業情報並びに組合議会からのお知らせに加える形で、監査からの指摘事項に対する措置につきましても、公開することにより組織としての監査機能の向上に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○福沢 剛委員長 酒井委員。

○酒井たくや委員 すみません。

ありがとうございます、様々公開なども行っていたらいい。ただ、総じて組織のガバナンスの実効性を高める必要があるのではないのかなというのはやはり様々感じるところです。組織を健全に運用し業務を効率的に遂行するため、業務評価と改善の仕組みを制度化するなど、特別区競馬組合において内部統制の強化を図っていただきたいと考えているのですが、見解をお聞きます。

○福沢 剛委員長 総務担当部長。

○岸 幸弘総務担当部長 組織のガバナンスの実効性を高めることについてご回答します。

地方自治法第百五十条第二項に基づく内部統制の仕組みが、市町村については努力義務という形になってございます。組織運営に有効か、効率的に運用できるかを含めて、同規模程度の団体における導入状況を調査するなどし、内部統制について検討してまいります。

いずれにいたしましても、事務の適正な執行を確保することは喫緊の課題でございますので、スピード感を持って事務上のリスクの評価、対応策を講じ、組織のガバナンスの向上に努めてまいりたいと存じます。

○福沢 剛委員長 酒井委員。

○酒井たくや委員 最後に一点お尋ねさせていただきます。大井競馬場が開場七十五周年ということで節目の年でありまして、この間、東京都競馬株式会社と、それから特別区競馬組合の不透明な関係性をやはりはっきりさせるべきではないかというところは、

前回の決算特別委員会でもあったのだらうと思っております。一点だけお尋ねしたいのですけれども、馬場や建物などの施設のハード面は東京都競馬株式会社が維持管理ですよね、競馬の開催のソフト面は特別区競馬組合だと思うのですけれども、契約によって都度協議で様々な役割分担が動いたりしているようにも見えるところがある中で、特別区競馬組合と東京都競馬株式会社の役割を明確化させるべきではないかと思っておりますが、その点、最後にお尋ねさせていただきます。

○福沢 剛委員長 経営企画担当部長。

○粕谷招世経営企画担当部長 都競馬との役割分担の明確化を早期に行うべきものとの質問でございます。これにつきましては、これまで議会でご説明したとおりなのですけれども、議員ご指摘のとおりで、役割分担としましては、施設整備の実施主体は東京都競馬株式会社、当組合につきましてもは施設を借り上げて競馬を運営する主催者としての役割を担っているところでございます。今後新たに施設整備をする場合についてですけれども、この両者の役割、基本の役割を踏まえた上で経費負担に明確化していくべきと考えております。多額な投資が今後想定されますので、当組合に不利とならないように協議いたしまして、その負担額、負担方法の内容を確認証等に定めていきたいと考えております。今後、施設整備がありますけれども、委員の皆様にも適宜情報を共有しまして、皆様のお力を借りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○福沢 剛委員長 酒井委員。よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

瓜生委員。

○瓜生正高委員 私のほうからは、七十五周年記念事業について質問させていただきます。予算概要五ページに記載の七十五年周年記念事業について、地方競馬自体が、昨今「冬の時代」と呼ばれるような厳しい環境乗り越えて、特別競馬組合が七十五年間、競馬を続けられてきたことというのはこれはもう素直に敬意と感謝を表する次第でありますけれども、近年はネットの販売も好調で、すばらしい結果が生まれているというのは仄聞をしています。その中で、まず七十五周年記念事業として実施する事業について、実施期間等も含めて決まっているものについて詳細にご説明をいただければと思います。

○福沢 剛委員長 経営企画室長。

○赤瀬貴之経営企画室長 七十五周年記念記念事業についてのご質問でございます。五ページに記載の事業の中から主だったもの二つについてご説明いたします。

一つ目は、①に記載の記念モニュメントの展示です。こちらは、スタンドGフロントの前に幅八メートル。高さ二メートルのLED装置を設置しまして、七十五周年を記念する動画などを放映いたします。LED装置の下部は造花によって華やかに装飾を施しまして、記念写真が撮りたくなるような、いわゆる映えスポットとしての話題性の喚起と来場者の高揚感を高めたいと思っております。七十五周年当日となる五月二日に合わせて、第二回開催から設置する予定でございます。

二つ目は、②に記載のTCKスーパープレミアムの実施でございます。こちらは払戻金をお客様へ還元するものでして、払戻率というのは通常、投票法別に七〇%から八〇%まで定められておりますが、七十五周年を記念しまして、重賞競走の一つ前のレースの払戻率を全て八〇%に設定するものです。注目度の高い重賞競走の日に実施することにより、多くのお客様にご購入いただけることを期待しております。こちらは四月十六日から十二月三十一日まで、計二十三レースで実施する予定でございます。

以上です。

○福沢 剛委員長 瓜生委員。

○瓜生正高委員 分かりました。

続いて、もう一点伺うのですけれども、七十五周年記念事業を実施するに当たり、本事業に対する競馬組合としての所感とか思いとか意義といったものをどのように考えているか、端的にちよつと説明していただければと思います。

○福沢 剛委員長 経営企画室長。

○赤瀬貴之経営企画室長 大井競馬場は、昭和二十五年の開場から延べ三億七千万人を超えるお客様にご利用いただき、今日まで競馬を続けることができました。しかしながら、瓜生委員ご指摘のとおり、これまで右肩上がり順風満帆に來たわけではなく、この間、二〇〇〇年以降に限っても十か所以上の地方競馬が廃止に追い込まれております。大井競馬の歴史を振り返り

ますと、特にオイルショック以降、低迷する経済情勢のあおりを受けまして、昭和六十年度の売上げは最盛期の七〇%、利用者数に至っては四〇%にまで減少いたしました。こうした状況を打開するべく、地元住民のご理解をいただきながら昭和六十一年には日本初のナイトー競馬を開催し、危機を乗り越えることができました。その後も低迷する時期がありながらも、新しい馬券の導入やJRAとの相互発売の実施、ネット投票システムの導入など、お客様の要望に応えながら積極的に事業を展開し、成長を続けてまいりました。

今年、令和七年五月二日には七十五周年、三四半世紀を迎えます。これまで続けてこられたのは、長きにわたり大井競馬場を愛し支えていただいたお客様あつてのことだと職員一同認識しておりますので、感謝の気持ちを伝えたいと、お客様に喜んでいただきたいという思いからこうした七十五周年記念事業をご提案するものでございます。その上で、この先も大井競馬が将来にわたって発展し続けられるよう、JRAにも勝る七十五年の歴史と伝統を発信し、お客様に共感いただくことにより大井競馬のファンを増やしまして、今後も二十三区財政への貢献を果たしてまいりたいと思っておりますので、引き続き議員の皆様にはお力添えをいただければと存じます。

以上です。

○福沢 剛委員長 瓜生委員。

○瓜生正高委員 今後とも組合の皆様にはご尽力をいただきまして、八十年、九十年とは言わず百年までしっかりと競馬事業が引き続き、時流に乗り遅れず活躍していただくことを祈念して、質問を終わります。

○福沢 剛委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○福沢 剛委員長 それでは、ほかに質疑、意見がないようでございますので、これで質疑、意見を終わります。

これより採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第七号、令和七年度特別区競馬組合一般会計予算は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○福沢 剛委員長 全員賛成と認めます。よって、議案第七号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本特別委員会は、全議員で構成しておりますので、本会議における委員長からの報告は省略いたします。以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。

この際、何かご発言はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○福沢 剛委員長 特にご発言がないようですので、これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会（午後〇時 三分）

特別区競馬組合議会予算特別委員会委員長

福 沢 剛

令和七年特別区競馬組合議会予算特別委員会記録

令和七年三月 発行

編集・発行 特別区競馬組合議会事務局

千代田区飯田橋三丁目五番一号

東京区政会館二十階

電話 〇三(五二一〇)九七二八

